

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

岐阜県環境生活部 県民生活課

1 条例制定の趣旨

本県における自転車の利用に係る交通事故の防止や交通事故による被害の軽減・被害者保護を図るため、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念や各主体の責務、基本的な施策等を定めるもの。

2 条例の概要

(1) 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車利用にあたり関係法令が遵守され、歩行者や自動車等と共に安全に道路を通行できることが重要との認識下で、各主体が相互に連携して社会全体で取り組まなければならない。

(2) 責務、役割

- 県の責務 : 自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策の策定、道路交通環境の整備
- 自転車利用者の責無 : 自転車の安全で適正な利用に必要な知識・技術の習得、関係法令の遵守、歩行者等の通行への配慮
- 保護者・学校の責務 : 児童生徒等に対する自転車の安全で適正な利用に必要な知識・技術の習得に係る教育
- 市町村の役割 : 地域の実情に応じて県の施策へ協力 など

(3) 基本的施策

- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入 **義務化**
- ・ 乗車用ヘルメットの着用 **努力義務化**
- ・ 自転車の定期的な点検整備 **努力義務化**
- ・ タイヤへの反射器材の装着など交通事故防止対策の実施 **努力義務化**
- ・ 県や学校などによる自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発の推進

(4) 施行日

令和4年4月1日

※自転車損害賠償責任保険等への加入、乗車用ヘルメット着用の規定については、6か月の周知期間を設け、令和4年10月1日に施行